

特別養護老人ホーム二方の郷

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所の運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人長生福寿会が開設する特別養護老人ホーム二方の郷（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及びその他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 特別養護老人ホーム 二方の郷
- ② 所在地 名古屋市西区二方町15番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。ただし職員は、併設する特別養護老人ホーム二方の郷の職員を兼務するものとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名以上
生活相談員 1名以上
介護職員又は看護職員 34名（常勤換算）以上
看護職員 3名（常勤換算）以上
機能訓練指導員 1名以上
管理栄養士 1名以上
従業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を行う。

(利用定員)

第5条 指定(介護予防)短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- ① 併設利用型 10名
- ② 空床利用型 特別養護老人ホーム二方の郷の定員 90名以内

((介護予防)短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定(介護予防)短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定(介護予防)短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- ① 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎

2. 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定(介護予防)短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

- ①実施地域を越えた地点から、片道10Km未満 1,000円
- ②実施地域を越えた地点から、片道10Km以上 1,500円

3. その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、負担限度額と食費の低い金額とする。

- (1) 滞在費 2,006円(1日あたり)
- (2) 食費は、朝食346円、昼食576円、夕食523円を徴収する。
- (3) 理美容代は実費を徴収する。

4. 事業所は前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5. 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を行っている

ときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市(西区・北区・中村区)、清須市、北名古屋市、豊山町、春日町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2. 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ①気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。
- ②特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の人の迷惑にならないようにする。
- ③共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ②勤続研修 年2回

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、施設の管理者が別に定める。

附則

- この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 19 年 5 月 1 日から改正施行する。
- この規定は、平成 20 年 6 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から改正施行する。

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から改正施行する。
この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から改正施行する。
この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から改正施行する。
この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から改正施行する。
この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から改正施行する。
この規程は、令和 1 年 6 月 1 日から改正施行する。
この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から改正施行する。
この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から改正施行する。
この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から改正施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から改正施行する。
この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から改正施行する。